

名古屋市交通局請負工事検査要綱

平成17年9月20日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市交通局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について、名古屋市交通局契約規程（以下「契約規程」という。）等に定めがあるもののほか必要な事項を定め、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(検査員等)

第2条 この要綱において監督員及び検査員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 監督員 契約規程第53条第1項に定める監督員及び同条第2項に定める委託監督員
- (2) 検査員 契約規程第54条第2項に定める検査員及び同条第4項に定める委託検査員

(検査の種類)

第3条 検査員は、次の各号に定める検査を行うものとする。

- (1) 完了検査 工事の完成を確認する検査
- (2) 指定部分完了検査 設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）において工事の全部の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事の完成を確認する検査
- (3) 出来高検査 設計図書において部分払をするものと定めた場合において、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料等（以下「出来高部分」という。）を確認する検査
- (4) 出来高精算検査 施工中の工事の契約を解除する場合において、出来高部分を確認する検査
- (5) 中間検査 前各号に定めるもののほか、工事の途中において局長が特に必要と認める場合に行う検査

(検査の手続)

第4条 監督員は、工事完了届又は指定部分に係る工事完了届を受理したときは、すみやかに関係書類を添えて検査に付するものとする。

- 2 監督員は、部分払の請求に係る出来高部分の確認の請求を受けたときは、すみやかに当該出来高部分の内容を精査し、出来高査定のうち関係書類を添えて検査に付するものとする。この場合において、出来高査定は各工事の主管課が定めた基準に従うものとする。
- 3 監督員は、施工中の工事の契約を解除したときは、直ちに出来高部分を調査し、関係書類を添えて検査に付するものとする。

(検査の時期)

- 第5条 完了検査は、工事完了届を受理した日から14日以内に行わなければならない。
- 2 指定部分完了検査は、指定部分に係る工事完了届を受理した日から14日以内に行わなければならない。
 - 3 出来高検査は、部分払の請求に係る出来高部分の確認の請求を受けた日から14日以内に行わなければならない。
 - 4 前各項以外の検査は、必要な時に行うものとする。

(検査の基本)

- 第6条 検査は当該工事の出来高を対象とし、設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものとする。

(検査の方法)

- 第7条 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他実施状況に関する各種の記録と設計図書とを対比し、施行管理状況及び施行内容の適否の判断を行うものとする。
- 2 出来形の検査は、位置及び出来形寸法について、設計図書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて最小限の破壊検査を行うことができる。
 - 3 品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて最小限の破壊検査を行うことができる。

(検査の立会い)

- 第8条 検査は、次の各号に定める者の立会いのもとに行うものとする。

- (1) 監督員
 - (2) 請負人又は現場代理人
 - (3) 設計図書に定める者
- 2 局長は、前項に定める者のほか、必要と認める職員を検査に立会わせることができる。

(検査結果の処理)

- 第9条 検査員は、検査を終了したときは、検査調書を作成するものとする。
- 2 検査員は、検査の結果、工事の完成が確認されたときは、請負人に対してその旨を通知するものとする。
 - 3 検査員は、検査の結果、補正を要する事項があり、工事の履行が不完全であることを確認したときは、請負人に対して検査に不合格であることを通知し、完全な履行を要求しなければならない。
 - 4 前項の規定に基づく要求により請負人が完全な履行をした場合は、検査員は、その確認のため再度検査を行うものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。
 - 5 検査員は、検査の結果、補正を要する事項が軽微であると認めた場合は、第3項の規定にかかわらず、検査の際に監督員に対して補正の指示を行うことができる。
 - 6 監督員は、前項の規定により補正の指示を受けたときは、直ちに請負人に対して必要な措置をとらせ、その完了を検査員に報告するものとする。

(その他)

- 第10条 検査員は、検査の結果必要があると認めるときは、設計、施工及び監理に関する改善その他について監督員等に対して指導又は助言することができる。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。